

平成29年第6回農業委員会総会 議事録

開催日時 平成29年6月27日(火) 午前9時00分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	池之上	國 義
会長代理	11番	木 場	由美子
	1番	平 田	隆 一
	2番	川 畑	千 秋
	3番	勝 山	福 満
	4番	生 野	英 明
	5番	西久保	清 助
	6番	久木山	純 広
	7番	古 賀	久美子
	8番	別 府	嶺 頭
	9番	前 田	博 隆
	10番	松 下	進

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	内 田	金 治
串木野地区2	原 口	壽 藏
市来地区	樋ノ口	正 信

出席職員 芹ヶ野國男局長、棚町健治補佐、萩内伸哉主幹
内門雅代主査、田代茂穂主任

議事録署名委員 (7番 古賀 久美子委員・8番 別府 嶺頭委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(4件)について
- 日程第2 報告議案第12号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて
- 日程第3 報告議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取り消し(1件)について
- 日程第4 報告議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げ(2件)について
- 日程第5 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(3件)について
- 日程第6 議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(3件)について
- 日程第7 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(5件)について
- 日程第8 議案第31号 非農地証明願(9件)について
- 日程第9 議案第32号 農用地利用集積計画(案)(6件)について (新規5件、継続1件)
- 日程第10 議案第33号 農地の転用事実照会に関する回答(1件)について
- 日程第11 議案第34号 耕作放棄地に係る非農地判断について

会議の概要

局長 ただ今から第6回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 あいさつ。

局長 本日の総会は、農業委員12名、推進委員3名が出席されておりますので、総会は成立しております。それではいちき串木野市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 それでは議事録署名委員は、7番委員、8番委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 1ページをお願いします。日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は4件で○筆○○㎡です。なお、No.2については後ほど3条申請が出ております。よろしくをお願いします。

議長 ただ今、説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。

事務局 資料の2ページをお願いします。日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてご説明申し上げます。今までの非農地判断に対して問い合わせ等があり、非農地判断を取り消す事案が出て参りましたのでご報告いたします。欄外にありますように取り消しの内容としては、以前から耕作しているが1人で1筆2,598㎡であります。これまでの状況についてはご覧のとおりです。報告を終わります。

議長 　　ただ今、説明がありました、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第 3 報告議案第 13 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取消しについてを議題とします。

事務局 　　3 ページをお願いします。日程第 3 報告議案第 13 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取消しについてご説明申し上げます。申請人は平成 29 年 1 月に市の道路事業に伴い家屋の移転を余儀なくされ、住宅建築に伴う宅地造成として転用申請を行い、2 月に転用許可が認められましたが、その後道路事業の執行時期が予算措置されていないことから造成盛土が進められないとの理由で、許可の取消し願いが提出されましたので、平成 29 年 6 月 9 日付で県へ進達しております。以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今の件について、ご質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第 4 報告議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げについてを議題とします。

事務局 　　5・6 ページをお願いします。日程第 4 報告議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げについてです。No.1・No.2 については、関連がありますので一緒にご説明申し上げます。この申請については平成 29 年 5 月の農業委員会総会に諮り県に進達しましたが、平成 29 年 6 月 15 日付けで許可申請書の取下げ願いが提出されました。取り下げの理由としましては、申請地 2 筆の転用理由は事務所兼倉庫の建設のため一体化利用するということでしたが、申請人を一本化すべきであると県から指導があり再度申請することとなったため、今回取下げを行うものであります。以上で報告を終わります。

議長 　　No.1・2 の説明がありました、何かご質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第 5 議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 9 ページをお願いします。日程第 5 議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は 3 件で農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を 5 番委員、【副】を 1 番委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

5 番委員 5 番です。6 月 21 日現地にて、1 番委員と 2 人で調査を行ってきました。この果樹園は、平成 11 年頃、旧市来町時代に開園されたものであって、3 人で果樹栽培を行う大型の果樹農家です。3 人のうちの 1 人が数年前に亡くなられて、これを残りの 2 人のうちの 1 人の孫に譲渡して、後を引き継ぐということです。以上です。

議長 No.2 についてです。

事務局 11 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。No.2 譲受人、耕作面積〇〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を 2 番委員、【副】を 6 番委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

2 番委員 2 番です。No.2 について、調査結果を報告します。6 月 23 日午後、受入立ち会いのもと 6 番委員と私で調査をしました。場所、申請者等につきましては、資料の 11~12 ページに記載されております。受人は 30 a 以上の耕作者で、労働力、機械、農機具等一式保有されており、申請に何ら問題はないと判断しましたが、皆さん方のご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 No.3 についてです。

事務局 13 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。No.3 譲受人、耕作面積 3,505 ㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を 11 番委員、【副】を 10 番委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

代理 11 番です。6 月 22 日午前 9 時半から〇〇行政書士事務所の〇〇さんと 10 番委員とで調査をして参りました。場所等は 13・14 ページをご覧

ください。この場所は、4、5町ぐらい耕作されていた前の耕作者が水稻の苗床として使っていたのですが、亡くなられ、生前から結構荒れており、パイプ、ビニール、苗床等が散乱し、きちんとするようお願いはしていました。今年亡くなられ、渡人も荒れているということで、後をしてくれる人はいないかと相談を受けていた場所でした。今は写真を見たらきれいになっていますけれども、相当荒れていました。受人が家庭菜園でさつまいもを植えようと購入されることになりました。大きな機械等はお持ちではないのですが、管理機とか草払機とか、大きな作業になったらトラクターとか入れて耕耘してもらおうそうで、荒れている時のことを考えたらいいのではないかと見て参りました。

議長 　　ただ今、No.1～No.3 まで説明および報告がありました。何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第 6 議案第 29 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 　　15 ページをお願いします。日程第 6 議案 29 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。先ほど許可申請の取消しがあった土地に代り、新たに申請人が所有する田〇㎡と〇㎡計〇㎡に盛土を行い、一般住宅を建築するため宅地造成を行いたいという申請であります。この申請地は第 3 種農地に該当し、第 1 種中高層住居専用区域の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 8 番委員、【副】を 3 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 　　調査員の報告をお願いします。

8 番委員 　　8 番です。6 月 21 日に申請人立ち会いのもと 3 番委員と私が調査を実施しましたので報告します。申請地の位置図は 15・16 ページにあります。ご参照ください。申請地の地目は現在田になっていますが、最近耕作した形跡はなく荒地となっています。今回の農地転用の申請は、市の道路事業に伴い現在の家屋が移転を余儀なくされ、移転先として自己所有地である申請地を宅地として盛土造成し、一般住宅を建築する計画です。造成費用は自己資金、盛土は〇m～〇mの高さで造成し、南の市道側に高さ〇mのコンクリート擁壁を設ける計画です。住宅の建築時期は盛土造成後 1 年ほど自然沈下を経て地盤の支持力を確認した後の計画で

す。用水計画は上水道を利用、雨水排水は新しくできる東側の道路の側溝に放流、汚水排水等生活雑排水は合併浄化槽を利用する計画で、特に問題はないと思います。周囲の状況は南側は市道、西側は道路、北側は宅地（現況は雑種地）、東側は雑種地（将来の道路予定地）で許可があり次第着工するとのこと。以上です。よろしくお願ひします。

議長 No.2 について、事務局の説明を求めます。

事務局 17 ページをお願いします。違反転用調査済のNo.2 については、6 月 21 日付で取下げ願ひが提出されておりますので報告します。

議長 No.3 について、事務局の説明を求めます。

事務局 19 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡を駐車場として造成し、申請人が役員を務める会社に貸駐車場として貸し出したいとの申請であります。この申請地は農地の広がりがある第 1 種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、常設審議会への意見聴取案件となります。調査は【正】を 4 番委員、【副】を 9 番委員に願ひしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

4 番委員 4 番です。報告をします。6 月 23 日行政書士の〇〇さんと 9 番委員で調査をして参りました。場所の方は、20 ページの位置図にあります。ここに駐車場ということで、東は畑、西は雑種地と畑、南は道路、北は畑で、写真のようにきれいにしており、何も問題ないと見て参りました。ご審議のほどをよろしくお願ひします。

議長 No.1～No.3 まで、説明、報告がりましたが、委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第 7 議案第 30 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 21 ページをお願いします。日程第 7 議案 30 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。先ほど報告議案第 14 号で取り下げのありました分について、再度申請するものであ

ります。この申請地は第3種農地で自動車専用道路のインターチェンジから300m以内の農地に該当します。この申請地はすでに砂利が敷き詰められ、プレハブ1棟が設置されており始末書の添付があります。なお調査については、前回、9番委員と7番委員が実施済みですので、今回の調査はありません。よろしくお願いいたします。

議長 No.2 についてです。

事務局 23 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は第3種農地に該当し、第1種低層住居専用地域の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を1番委員、【副】を5番委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

1番委員 1番です。6月21日行政書士立ち会いのもと5番委員と一緒に調査いたしました。場所は23・24ページをご覧ください。転用目的は、現在借家住まいで申請地を譲り受けて自宅建築をしたいとのことです。周囲農地に対する被害影響ならびに付近の状況は、北西側に畑がありますが、〇mの緩衝地を設けて建屋建設、北東側が駐車場、南東側が道路、南西側が宅地となっており、被害防除計画書ならびに被害防除誓約書が添付され、被害を及ぼす恐れはありませんでした。用水は上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽、雨水排水は道路を挟んで南側に〇cmの側溝があり、合わせて問題なしと思われま。目的の確実性は、土地取得費と住宅建築費は借り入れで融資証明書も添付されており、許可次第速やかに着工する見込みであります。以上調査結果は問題なしと思われま。皆さん方のご審議をお願いします。

議長 No.3 について説明を求めます。

事務局 25 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡（実績〇㎡）を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は第3種農地に該当し、第1種低層住居専用地域の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を8番委員、【副】を2番委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

8番委員 8番です。6月21日に申請人の代理人で行政書士の〇〇さん立ち会いのもと2番委員と私が調査を実施しましたので報告します。申請地の位

置図は 25・26 ページを参照してください。申請地は〇〇土地区画整理事業用地内で、地目は田になっていますが、最近耕作した形跡はなく、現在は荒地となっています。住宅の建築資金は全額を銀行融資で賄う計画で建築会社も決定しており、問題はないと思います。申請地の造成計画は、南側の入口のみ〇cm切土をする以外は現状のままで利用し、被害防除策として周囲はブロック積みの擁壁を設ける計画です。東側は畑（現在は荒地）、西側は畑で、野菜類を植栽してありますが、畑への日照・通風、雨水排水等も問題はないと思います。用水計画は上水道を利用、雨水排水は南側の側溝へ放流、汚水処理と生活雑排水は合併浄化槽を設置する計画で、特に問題はないと思います。周囲の状況は北側が五反田川、西側が畑、東側が畑（現在は荒地）、南側が道路です。許可があり次第着工するという事です。以上です。よろしくお願ひします。

議長 No.4 について説明を求めます。

事務局 27 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。一般住宅で 500 ㎡を超えていることから、理由書の添付があります。この申請地は第 3 種農地に該当し、第 1 種住居地域の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 7 番委員、【副】を 6 番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

7 番委員 7 番です。6 月 26 日午前 9 時より〇〇行政書士立ち会いのもと 6 番委員と調査いたしました。申請地は資料の 27・28 ページをご覧ください。申請者は北側水路隣りの方と親子関係で、一部を進入通路とすることに同意されております。転用による被害防除策の概要としては、東側水路、境界にはブロック積みをして隣の土地に流出がないように十分に留意し、雨水は自然流下および市道側溝に放流、西側は宅地、南側は宅地と雑種地、汚水・生活雑排水は合併浄化槽へ放流し、北側は水路となっています。周辺は農地としての利用はありません。被害はないと思います。転用目的は、申請地を購入して住宅を建築したいためで、許可後着工するとのことです。必要な書類は添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 No.5 について説明を求めます。

事務局 29 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡のうち〇㎡を譲り受け、貸駐車場として隣接

の会社に貸したいという申請であります。この申請地は第2種農地に該当し、都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を10番委員、【副】を11番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

10番委員 10番です。6月22日代理と私と代理人立ち会ひの〇〇行政書士事務所の方と調査を行いました。場所は位置図の29・30ページをご覧ください。この申請地は昨年の12月に申請がありましたが、墓地を含めた申請はできないとのことで、今回申請が出されました。今回の申請は、隣接地にある会社の従業員の貸駐車場として利用するためです。南側の農地には〇mほどの緩衝地を設け、西側の墓地との境界には擁壁を設ける、資金は自己資金で行う、また必要な書類などは備考に記載され提出されております。問題はないと思います。東側が市道、西側が墓地、南側が墓地の一部と畑、北側が水路と宅地(会社)です。私たちが調査したところでは、何ら問題はないと見て参りました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 No.1からNo.5について、事務局の説明、調査員の報告がありましたが、委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第8議案第31号非農地証明願ひについてを議題とします。

事務局 31ページをお願いします。まず、本日ご提案させていただいている非農地証明願全9件のうち、No.1～No.8については、違反転用農地所有者に対する個別指導を受けての申請であります。No.9については、個別指導を行う前に申請が出されたものであります。それでは、日程第8議案第31号非農地証明願のNo.1についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇〇㎡の申請地は、申請人が役員を務める会社が、昭和60年頃から駐車場および資材置場として利用しているという申請です。続けて33ページをお願いします。No.2についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、申請人が役員を務める会社が、昭和58年から駐車場および敷地の一部として利用しているという申請です。なお申請地はNo.3の隣接地と一体利用されております。続きまして35ページをお願いします。No.3についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇㎡の申請地は、昭和58年から駐車場および敷地の一部として利用しているという申請です。なお、申請地は先ほどのNo.2の隣接地と一体利用されております。続きまして、37ペー

ジをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 59 年に住宅を建築し、現在に至っているという申請です。続きまして 39 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡の申請地は、昭和 56 年頃から耕作しておらず、現在は木が生えているという申請です。続きまして 41 ページをお願いします。No.6 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 46 年の大雨で自宅裏山の斜面が崩れたため、その土砂を搬入し、その後平成 6 年に車庫を建築し現在に至っているという申請です。続きまして 43 ページをお願いします。No.7 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、平成 13 年度県単独補助治山事業に伴い法面として整備されてから現在に至っているという申請です。続きまして 45 ページをお願いします。No.8 についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡外〇筆計〇筆〇〇㎡の申請地は、平成 8 年から駐車場として利用し、現在に至っているという申請です。最後の 47 ページをお願いします。No.9 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 47 年および昭和 48 年に借家を建築し、現在に至っているという申請です。現地につきましては、昨年の利用状況調査の際に、確認されておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の許可を得ず転用していることから始末書を添付していただいております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 No.1 からNo.9 について、説明がありましたが、非農地証明書を発行する案件です。委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同伴について申請どおり決定します。日程第 9 議案第 32 号農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。

事務局 49 ページをお願いします。日程第 9 議案第 32 号 6 月分の農用地利用集積計画は 6 件〇筆〇〇㎡で、新規が 5 件、継続が 1 件です。よろしくをお願いします。

議長 委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同伴については申請どおり決定します。日程第 10 議案第 33 号農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。

事務局 50 ページをお願いします。日程第 10 議案第 33 号農地の転用事実照会

に関する回答について、ご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇㎡についてであります。申請地は、51 ページの位置図のとおりです。現地調査につきましては、6月6日に、11番委員と5番委員が調査を行い、宅地であることを確認されております。回答につきましては、回答期限の関係で、53 ページにありますように、まず1番の土地の現況については、農地ではない、2番の転用許可の状況については、〇〇字〇〇●●番は平成27年4月24日に5条許可を、〇〇字〇〇●●番〇は平成27年8月26日に4条許可を、それぞれ受けておりますので、このように回答しております。また当時の許可申請者の死亡に伴う相続によりまして、所有者が今回の申請人になっておりますので、申し添えます。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今、説明がありました、委員の皆さん、ご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　ないようですので、同件については申請どおり決定をします。日程第11議案第34号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。

事務局 　　54 ページをお願いします。日程第11議案第34号耕作放棄地に係る非農地判断についてご説明申し上げます。申請地は、平成25年度の利用状況調査で非農地であることが確認されておりましたので、この度非農地判断を求めるものであります。これまでの状況については、ご覧のとおりであります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 　　ただ今、説明がありました、委員の皆さん、ご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　ないようですので、同件につきましては、申請どおり決定をします。

以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

・ _____
・ _____